

徳島県告示第七百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和四年十二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年十二月二十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始の期日
1 6	徳島上那賀	勝浦郡上勝町大字旭字堂平一 ○番地先から 同 番一地先まで 七	三五・七	令和四年十二月二十日